

# 小樽市ふるさと納税推進業務委託仕様書

## 1 業務名

小樽市ふるさと納税推進業務

## 2 業務概要

### (1) 目的

小樽市（以下「市」という。）では、平成28年度から「ふるさと納税」制度による一定額以上の寄附者に対し、「お礼の品」（お墨付きの小樽ブランド商品）の贈呈を開始し、当該事業を通じて、市を応援される方に感謝の気持ちを伝えることで、多くの方々に市の魅力や懐かしさ、地元特産品のすばらしさを感じ取っていただくとともに、地元特産品のPRを通じた地域経済への波及効果を図ってきた。

平成29年度からは「お礼の品」を約200品に拡充し、平成31（令和元）年度においては、品数を増やすとともに新たに高額寄附のコースを設定するなどした結果、寄附の件数は伸びている状況である。

令和2年度においても、引き続き、これまでの寄附者のニーズを踏まえながら、地元特産品等を「お礼の品」としてより幅広く選定することで、市の魅力発信や地元特産品等の更なるPRを図り、市の経済活性化に寄与することを目的としている。

### (2) 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

本件契約は、予算の成立を条件とする。

また、ふるさと納税制度が廃止された場合や、施策の内容に変更があった場合は、市と受託者で対応を協議するものとする。

### (3) 令和2年度における支出予定委託料

24,892千円（消費税及び地方消費税含む。）

### (4) お礼の品の区分と件数見込み

コース名	お礼の品の市場価格（税込み）	市から受託者への支払額	件数見込み
A	3,000円以下	3,000円	4,000件
B	6,000円以下	6,000円	650件
C	9,000円以下	9,000円	170件
D-1	15,000円以下	15,000円	9件
D-2	21,000円以下	21,000円	5件
D-3	30,000円以下	30,000円	6件
D-4	45,000円以下	45,000円	3件
D-5	60,000円以下	60,000円	6件
合計			4,849件

なお、発送地域別割合については、平成31年（令和元年）度の寄附申込実績から、下表のとおり想定している。

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
7.31%	2.47%	49.08% (東京26.70%)	1.56%	0.77%	12.74%	16.35%	3.10%	1.77%	4.40%	0.45%

### 3 業務内容

#### (1) 「お礼の品」の提案

##### ① 委託業務開始当初の提案

本件業務プロポーザル審査の際に提案した品を基に、次のアからカまでの区分により提案すること。

ア 生鮮・加工食品

イ スイーツ、アイス

ウ 酒類、清涼飲料

エ 工芸品

オ 市内限定で利用できるサービス

(ただし、金券類（商品券、宿泊券、飲食券又はそれに類するもの）を発行し、配布するものは、不可とする。)

カ その他

##### ② 委託業務開始後の提案

上記ア～カと同様の区分により、市が提供する情報、受託者が独自に入手した情報等をもとに、随時、新たなお礼の品の提案を行うこと。

##### ③ ①及び②については、市に対する地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第1号及び同項第2号の規定に基づき、小樽市内において生産された物品又は提供される役務その他これに類するものであることを条件とする。そのことに加え、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について（平成31年4月1日付け総務省第17号総務省自治税務局市町村税課長通知）」の趣旨を踏まえた上で、ふるさと小樽の魅力を「感じていただけるもの」又は「懐かしんでいただけるもの」で、小樽市のPRにつながる地元特産品やサービス等とし、次のアからエまでの全てを満たすものとする。

ア 小樽市内で生産、製造又は加工されているもの、生鮮食品は小樽産のもの、サービスが市内限定で提供されているもの。

イ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節品等の期間限定又は数量限定で供給可能と市が判断したものは認める。

ウ 食品の期限表示について、到着後5日以上が保証されるものとする。  
(生鮮食品については別途協議するものとする。)

エ 法令に基づいた食品情報を表示してあること。

④ 提案に際しての留意事項

ア ①及び②の提案に際しては、別記1「お礼の品提案書」により提案すること。

イ お礼の品の提案数については下記(ア)～(オ)全てを満たすこと。

(ア) Aコースから50品以上

(イ) Bコースから50品以上

(ウ) Cコースから50品以上

(エ) Dの各コース1品以上

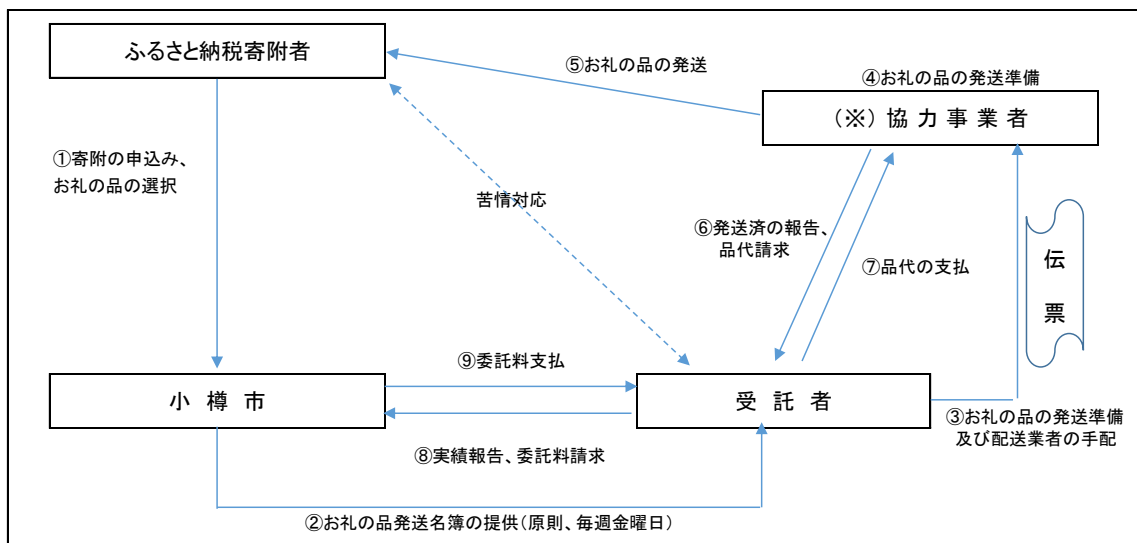
(オ) AからDコースの合計が200品以上

ウ 提案するお礼の品については、受託者の責任において、実勢価格等を勘案し、当該価格が社会通念上で相当と認められるものを提案すること。

エ 市は、提案されたお礼の品をもとに、受託者と協議、調整の上、お礼の品を決定する。

(2) お礼の品の発送管理

【ふるさと納税推進業務の流れ】



(※) 協力事業者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- ・ 地元特産品又はサービス等を提供可能な業者で、小樽市内に事業所がある法人、組合又は個人事業者であること。
- ・ 生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。
- ・ 個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守すること。
- ・ 受託者からの送付伝票等に基づき発送できること。

・商品に対する苦情対応について、受託者と協力して対応できること。

- ① 市は、毎週金曜日（「小樽市の休日を定める条例（平成4年条例第42号）」に定める休日である場合は、その直前の開庁日）に、「お礼の品発送名簿」（別記2）を電子媒体で受託者に引き渡すことにより、お礼の品の発送及びサービスの提供を指示（以下、単に「指示」という）する。なお、受託者は受領した電子媒体を受領日から起算して7日以内（期限が市の休日である場合は、その直後の開庁日）に市に返還することとする。また、電子媒体の引き渡し及び返還時には、受領書に必要事項を記入及び押印することにより、両者間で履行を確認することとする。
- ② 受託者は、指定されたお礼の品について協力事業者に伝票を引き渡すことにより、お礼の品の梱包及びサービス提供を依頼することとする。協力事業者から発送準備完了の報告を受けた段階で配送業者を手配し、お礼の品の発送を完了させることとする。発送完了後の伝票（控）は、受託者が協力事業者から回収し、適正に保管すること。（セット品等で、協力事業者の発送が困難なものについては、書面により市にあらかじめ報告の上、受託者が発送できるものとする。）
- ③ 受託者は、協力事業者が依頼日から2週間後（「小樽市の休日を定める条例（平成4年条例第42号）」に定める休日である場合は、その直後の開庁日）までに、お礼の品の発送を完了するよう、発送管理を行うこととする（受注生産品やサービス提供については、この限りではない）。
- ④ 寄附状況や季節限定品で発送時期が限定される場合等の理由により、市は不定期に指示することがあるが、その場合でも特別の事情がない限り、受託者は、協力事業者が市の指示から概ね2週間以内に発送を完了するよう、発送管理を行うこととする（受注生産品やサービス提供については、この限りではない）。
- ⑤ 受託者は、お礼の品の発送に当たっては、以下の事項に留意すること。
  - ア お礼の品については、協力事業者に安定的な供給と品質の管理を指示すること。
  - イ 寄附者へのお礼の品の集荷・発送については、受託者が配送業者に依頼して行うこと。
  - ウ 受託者は、各協力事業者に伝票を引き渡すときに、市より提供を受けた送付文等を引継ぐこと。

(3) 協力事業者への品代等の支払

受託者は、協力事業者から発送及びサービス提供完了の報告を受けるとともに、品代（役務費を含む）を請求させ、誤りがないことを確認後、品代を各協力事業者に支払うこと。

(4) 寄附者からの問い合わせ及び苦情等への対応

受託者は、以下の事項を踏まえて寄附者への対応方法等について提案すること。

- ① お礼の品の内容についての問合せ
- ② お礼の品の発送状況についての問合せ
- ③ お礼の品に関する苦情・事故への対応
- ④ 対応日時に関すること

※ 苦情・事故があった場合は、協力事業者と連携し誠意と責任を持って対応することとし、経過及び対応について速やかに市へ書面により報告するものとする。

4 お礼の品の変更等に係る取扱い

(1) お礼の品の変更

- ① 受託者からの申し出によるお礼の品の変更

原則として、受託者が書面により市に申出を行い、市が承諾した場合に限り、お礼の品を変更できるものとする。

- ② 市からの申し出によるお礼の品の変更

市が受託者にお礼の品の変更を申し出た場合は、受託者がその内容を承諾した場合に限り、お礼の品を変更できるものとする。

(2) お礼の品対象商品のパッケージ、量目変更等（以下、「リニューアル等」とする。）があった場合

お礼の品対象品のリニューアル等があった場合は、受託者から書面による申し出を受け、市と受託者が対応を協議の上、適切に対応するものとする。

5 実績報告

- (1) 受託者は、毎月のお礼の品送付業務について翌月10日までに、送付先住所、送付先氏名、荷物配送状況、出荷日、荷物サイズ、荷物形状、返礼品コードの記載のある実績報告書を市へ提出し、検査を受けるものとする。また、配送料の単価ごとの件数及び金額の内訳の記載がある報告書を提出すること。

- (2) 受託者は、毎月の業務実施する上で問題点、課題点及び市への提案等があれば翌月10日までに市に報告書を提出するものとする。

6 業務報告

- (1) 受託者は、次に掲げる事項を記載した業務報告書を市に提出しなければならない。

- ① 本業務の実施に当たり事故が発生した場合

② 前号に掲げるもののほか、市が指示する事項

- (2) 市は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はこれに関連する事項について、受託者に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。

7 契約金額

契約は、お礼の品 (A)、(B)、(C)、(D-1)、(D-2)、(D-3)、(D-4)、(D-5) コースの送付 1 件当たりの単価契約とする。

また、配送料については、実費を支払うものとする。

8 支払方法

お礼の品送付実績報告書の検査終了後、委託料 (配送料含む) を市に請求するものとし、市は受託者の適法な請求書を受領してから 30 日以内に支払うものとする。

9 その他

(1) 総括責任者及び担当者

受託者は、業務実施体制の構築に当たり、本業務に関する総括責任者及び担当者を選任すること。

(2) 法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、小樽市契約規則その他関係法令・条例等を遵守すること。

(3) 必要的事項の補充

受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。

(4) 個人情報の取扱い

受託者は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記 3 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、協力事業者においても、受託者の管理の下、同様とする。

(5) 市との協議

本業務実施に当たり必要な事項については、市と協議すること。